

糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（機械設備）工事

設計図

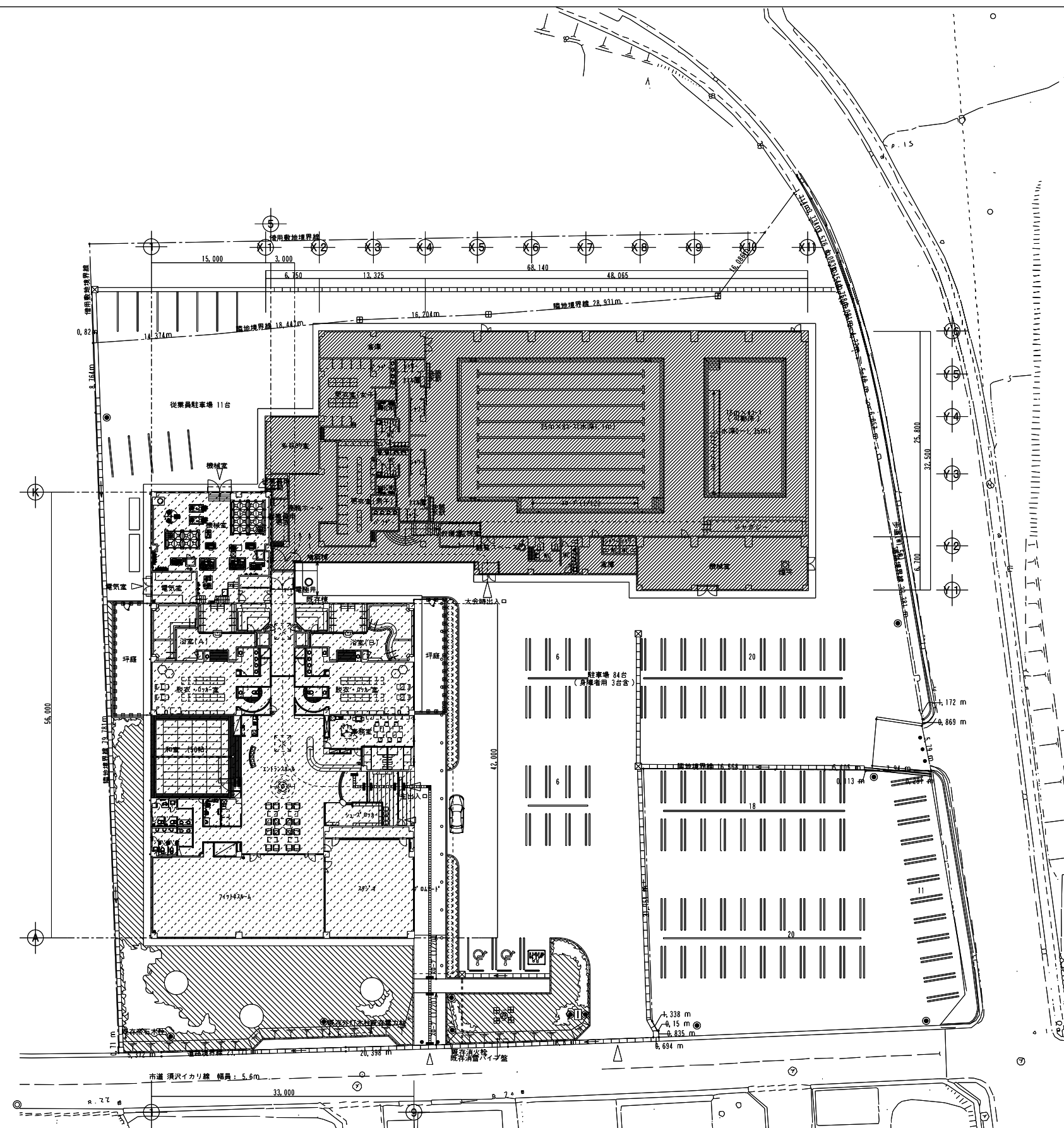
楠山・横須賀建築関連業務特定共同企業体

図 面 リ ス ト								
機 械 図								
NO	図 面 名 称	縮 尺	NO	図 面 名 称	縮 尺	NO	図 面 名 称	縮 尺
P-01	機械設備 特記仕様書1	-	P-18	熱源設備 1階平面図	1:100	P-35	空調設備 エアコン制御配線2階平面図	1:100
P-02	機械設備 特記仕様書2	-	P-19	熱源設備 機械室詳細図	1:30	P-36	換気設備 機器一覧表	-
P-03	仕様書（共通事項）	-	P-20	ブール設備 機器表	-	P-37	換気設備 フィルターユニット一覧表	1:30
P-04	給排水衛生設備 配置図	1:300	P-21	ブール設備 25mブールフローシート	-	P-38	換気設備 1階平面図	1:100
P-05	給排水衛生設備 全体1階平面図	1:200	P-22	ブール設備 多目的ブールフローシート	-	P-39	換気設備 2階平面図	1:100
P-06	給排水衛生設備 衛生器具表・衛生機器表	-	P-23	ブール設備 ジャグジーフローシート	-	P-40	換気設備 既存様1階平面図（撤去図）	1:100
P-07	給排水衛生設備 樹リスト	-	P-24	ブール設備 1階 ブール周リ配管平面図	1:100	P-41	床暖房設備 床暖房設備図	1:5 1:15
P-08	給排水衛生設備 樹類標準図	-	P-25	ブールろ過設備 機械室配管平面図	1:30	P-42	床暖房設備 ビット平面図	1:100
P-09	給排水衛生設備 ビット平面図	1:100	P-26	ブール設備 電気配線図	1:30	P-43	床暖房設備 1階平面図	1:100
P-10	給排水衛生設備 1階平面図	1:100	P-27	空調設備 機器一覧表	-	P-44	自動制御設備 計装図（1）	-
P-11	給排水衛生設備 2階平面図	1:100	P-28	空調設備 空調ダクト1階平面図	1:100	P-45	自動制御設備 計装図（2）	-
P-12	給排水衛生設備 女子更衣室 便所廻詳細図	1:30	P-29	空調設備 空調ダクト2階平面図	1:100	P-46	自動制御設備 1階平面図	1:100
P-13	給排水衛生設備 男子更衣室 便所廻詳細図	1:30	P-30	空調設備 空調ダクト参考断面図	1:100	P-47	自動制御設備 2階平面図	1:100
P-14	給排水衛生設備 1階ギャラリー便所廻詳細図	1:30	P-31	空調設備 空調配管1階平面図	1:100	P-48	自動制御設備 機械室詳細図	1:30
P-15	熱源設備 熱源関係機器表	-	P-32	空調設備 空調配管2階平面図	1:100	P-49	動力2次側設備 負荷表	-
P-16	熱源設備 熱源関係系統図	-	P-33	空調設備 空調配管2階空調機器室廻り平面詳細図	1:50	P-50	動力2次側設備 1階平面図	1:100
P-17	熱源設備 野外配管図	1:100	P-34	空調設備 エアコン制御配線1階平面図	1:100	P-51	動力2次側設備 2階平面図	1:100

糸魚川市健康づくりセンタープール増築（機械設備）工事									
工事場所 新潟県糸魚川市大字須沢 2049-1 の1 部地									
建物概要									
建 物 名 称		構 造	階 数	延べ面積（㎡）	消防令別表第一	備 考			
プール棟		RC造	2階	2,207.88	15項				
仕 様 書									
1. 共通仕様									
1. 共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、次による。									
新築及び増築に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」（以下「標準」という。）及び「国土交通省大臣官庁官庁営繕部設備・環境課監修 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）平成28年版」（以下「標準図」という。）による。									
改修に係る機械設備工事においては、「国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）平成28年版」（以下「改修標準」という。）及び標準図による。ただし、改修仕様に記載されていない事項は標準による。									
2. 標仕及び改修標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。									
（1）「工事請負契約書」を「糸魚川市財務規則（平成17年3月19日規則第49号）別記（第182条、183条関係）建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）」に読み替える。									
（2）「監督職員」を「監督員」に読み替える。									
3. 次の各号に該当する標仕及び改修標仕の項目について、標仕及び改修標仕の規定を別表に置き換えて適用する。（以下「」内は、改修標仕の項目を表示する。）									
（1）第1編 第1章 1.1.2[1.1.2] 用語の定義の（1）（13）及び（19）									
（2）" 1.4.2[1.4.2] 機材の品質等の（a）及び（c）									
（3）" 1.4.5[1.4.5] 機材の検査等の（a）									
（4）" 1.6.1[1.7.1] 工事検査の（b）及び（d）									
4. 標仕及び改修標仕の次の項目の規定は適用しない。									
（1）第1編 第1章 1.1.2[1.1.2] 用語の定義の（20）									
（2）" 1.6.2[1.7.2] 技術検査									
<別 表>									
号		項 目	置き換え後の共通仕様 の規定						
		第1編 一般共通事項							
		第1章 一般事項							
		1.1.2[1.1.2] 用語の定義	（1） 「監督員」とは、約款第11条の規定により発注者に通知された者をいう。 （13） 「書面」とは発行年月日が記載され、署名又は捺印した文書、及び新築建築士が「デジタル電子技術士によるデジタル記録」をいう。 （19） 「工事検査」とは、約款に規定する次の各事項の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいい、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえの検査（ただし、②に係る検査を除く。）を含む。 ① 工事の完成（約款第33条） ② 部分払の請求に係る出来形部分又は部分払指定工事材料等（約款第39条） ③ 部分引渡しの指定部分に係る工事の完成（約款第40条） ④ 契約の解除時における出来形部分（約款第52条） ⑤ 必要があると認めたときの臨時検査（約款第53条）						
		1.4.2[1.4.2] 機材の品質等	（a） 工事に使用する機材は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿（国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修）」（契約の最新版）の名簿に記載されている品目については、当該名簿に記載されている材料又は製造者の製品とするほか、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。 （c） 使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督員に提出する。ただし、JISマーク、JASマーク及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合並びにあらかじめ監督員の承諾を受けた場合（次の（1）から（3）のいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすこと）ができる。ただし、②のいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすこと。ただし、②のいずれかに該当する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けたとみなすこと。 （1） 建築基準法その他の定めに基づく認定品、マーク等の確認ができる機材 （2） 建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿に記載されている機材又は製造者の製品（特記で標仕及び改修標仕の規定に基づく品質及び性能以外を規定する場合を除く。） （3） 特記により指定された機材または製造者の製品						
		1.4.5[1.4.5] 機材の検査等	（a） 現場に搬入した機材は、個別ごとに監督員の検査を受ける。ただし、次の（1）若しくは（2）に該当する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 （1） 工事完成検査時又は工事写真で、JIS、JAS及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年厚生省令第14号）に適合することを示す認証機関のマークを確認できる場合 （2） 建築基準法その他の認定品と指定された材料で、工事完成検査時または工事写真で品質、性能を証明するマーク等を確認できる場合						
		1.6.1[1.7.1] 工事検査	（b） 約款に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督員の指示を受けるものとする。 （d） （a）から（c）までの通知又は請求に基づく検査並びに約款第48条及び第50条に規定する検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。						
Ⅱ. 特記仕様									
凡 例									
（1）章 項目は番号に○のついたものを適用する。特記事項は、に○のついたものを適用する。									
（2）特記事項で、○印のない場合は、※印を適用する。○印と※印のある場合は○印のみ適用する。									
○印と※印のある場合は両方適用する。									
（3）根拠項目の「a-b-c-d」は標仕並びに改修標仕の第a編b章c項d項を表す。									
章 項 目		特 記 事 項		備 考					
1. 工事実施情報の登録		請負工事費 2,500万円以上の場合登録する。		1-1.1.4 1-1.1.4					
2. 概成工期		※ 無 ・ 有（工期 平成 年 月 日）		1-1.1.1 1-1.1.1					
3. 内部の工事期間等		着手 平成 年 月 日 ～ 終了 平成 年 月 日 とする。		1-1.1.1 1-1.1.1					
		ただし、次の作業は内部工事着手前に行える。（着手日、作業箇所は施設及び監督員と協議のうえ決定する。） ※ 工事製作のための現場寸法調査							
① 主任技術者の資格		主任技術者 ○ 資格の区分Ⅰ （イ） 建築業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ） 技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」とするものに限る。））又は下水道部門又は衛生工部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は下水道部門又は衛生工部門に限るものに限る。）に合格した者、あるいは「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、下水道部門又は衛生工部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は下水道部門若しくは衛生工部門に係るものとするものに限る。））に合格した者。 ・ 資格の区分Ⅱ （イ） 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ） 資格の区分Ⅰの資格を有する者。 監理技術者 10年以上の実務経験（ ・ 要 ・ 不要）		1-1.1.2 1-1.1.2					
② 電気保安技術者		・ 要（ ・ 要 ・ 不要）		1-1.1.2 1-1.1.2					
発注者									
設計者									
工事名称									
糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（機械設備）工事									
図面名称									
機 械 設 備 特 記 仕 様 書 1									
縮 尺									
図面番号									
P-01									

[illegible]

※現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書		※請負工事における電子納品に関する特記仕様書		※地域保全型工事（建築一式工事、電気工事及び管工事）に係る特記仕様書		※埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書	
① 現場代理人の兼任 ② 常駐を免除することができる期間		1 電子納品 2 電子検査		1 地域保全型工事の適用 2 地域保全型工事の実施		1 対象作業 2 事故防止措置等 3 監督員の承諾 4 事故発生時の報告	
※主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書		※県内調達に関する特記仕様書		※総合評価方式の「品質証明員」に関する特記仕様書		※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書	
1 専任を要しない期間 2 専任を要しない期間の指定		1 専任を要しない期間 2 専任を要しない期間の指定		1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用		1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用	
※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書		※型枠用合板特記（特別）仕様書（越後杉合板・複合合板）		※総合評価方式の「品質証明員」に関する特記仕様書		※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書	
設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。		1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労働単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。 2. 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、工事完了時に監督員に提出すること。また、県外企業を使用しなかった場合は「該当無し」と記入して提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。 3. 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。 なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。 (1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。 (2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。 4. 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。 なお、県外資材とは県内資材以外をいう。 5. 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用する場合は、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、工事完了時に監督員に提出すること。また、県外資材を使用しなかった場合は「該当無し」と記入して提出すること。 6. 調達報告書は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ（EXCEL形式）で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。 掲載場所（http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1202039661625.html）		1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労働単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業者をいう。 2. 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、工事完了時に監督員に提出すること。また、県外企業を使用しなかった場合は「該当無し」と記入して提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。 3. 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。 なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。 (1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。 (2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。 4. 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。 なお、県外資材とは県内資材以外をいう。 5. 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用する場合は、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、工事完了時に監督員に提出すること。また、県外資材を使用しなかった場合は「該当無し」と記入して提出すること。 6. 調達報告書は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ（EXCEL形式）で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。 掲載場所（http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1202039661625.html）		1. 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 (1) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html) (2) 快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」（希望型）の試行案件である。 (1) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 (2) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (http://www.pref.niigata.lg.jp/gijutsu/1356857978573.html) ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件でない。	
発注者		設計者		工事名称		図面名称	
糸魚川市		楠山・横須賀建築関連業務特定共同企業体		糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（機械設備）工事		仕様書（共通事項）	
当初設計		一級建築士登録第228846 機部 力啓				縮尺	
						図面番号	
						P-03	



既存建築物を示す

楠山・横須賀建築関連業務特定共同企業体
一級建築士登録第228646 磯部 力啓

承認	設計	担当
縮尺 A1=1:300 A3=1:600		
設計年月日		

工事名称	糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（機械設備）工事
図面名称	給排水衛生設備 配置図